

大阪北部地震にあたっての会長談話

2018年(平成30年)6月18日に発生した今回の地震は、大阪府北部を震源地とし、最大震度6弱を観測した大型地震です。この地震により昨日時点で5名の方が尊い命を落とされ、また、多数の方が負傷されています(348名。大阪府調べ6月24日現在)。さらに建物への被害も甚大で(住家被害6235戸。大阪府調べ6月24日現在)、避難者も多数にのぼります。亡くなられた方に謹んで哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

このたび、大阪府は、大阪府内の13の自治体に対して、災害救助法の適用を決定しました。被災者の方々に対しては、医療や避難場所、食料などはもちろん、その権利を保護するための法的な支援の必要性も大きいところです。

当会は、阪神・淡路大震災の経験や、東日本大震災における相談員派遣や電話相談等、熊本地震における電話相談対応等で培ってきた経験を生かし、また、自然災害を経験した他弁護士会のアドバイスもふまえながら、災害復興支援委員会を中心に、被災者の皆様に対する支援態勢の整備をはかっております。まず本日より、被災者の方々に向けた無料電話相談を開始いたしました。今後も被災者の方々への情報提供や法律相談などの対応を行ってまいります。

当会は今後も、被災自治体等の関係機関や民間ボランティア等と連携し、被災者の皆様への復興支援のための活動に全力を尽くす決意をここに表明する次第です。

2018年(平成30年)6月25日

大阪弁護士会

会長 竹 岡 富美男